



茨城県報

第1020号

平成10年12月21日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●字の区域の変更(2件)(地方課)	1
●保険薬剤師の登録(2件)(保険課)	2
●救急医療協力病院の指定取消し(医療整備課)	3
●茨城県農薬管理指導士要請(特別)研修及び認定試験の実施(農業技術課)	3
●保安林の指定の予定(2件)(林業課)	11
●競争入札の参加者の資格に関する公示(監理課)	11
●茨城県建設工事入札参加資格審査要項の一部改正(監理課)	13
●茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格要項の一部改正(監理課)	30
●土地収用法による事業の認定(用地課)	44
●道路の区域の変更(道路維持課)	44
●道路の供用の開始(4件)(道路維持課)	44
●港湾施設の概要(港湾課)	45
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課)	67
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)	67
●土地区画整理事業の換地処分(都市整備課)	68
●都市計画事業の認可(公園街路課)	68
●指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課)	69
●換地処分の届出(2件)(土地改良事務所)	69
(大規模小売店舗審議会)	
●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(3件)	69
公 告	
●開発行為の工事完了(建築指導課)	71

告 示

茨城県告示第1371号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により石下町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

大字崎房字中野に変更する区域

大字孫兵衛新田字川口 161の1, 162の1, 163の4

大字崎房字川口 1460, 1461, 1462の1, 1463の1, 1464の1, 1465の1, 1478の1, 1479の1, 1479の2, 1481, 1482

同 字西野 1526の1, 1527の1, 1529の2, 1533から1536まで, 1537の1, 1538, 1541の1, 1541の3, 1541の4, 1547の1, 1565の1から1565の3まで, 1566の1から1566の9まで, 1600の1, 1600の2, 1601の1から1601の5まで, 1602の1, 1603, 1604の1から1604の4まで, 1605, 1606の1, 1607の1, 1607の2, 1608の1, 1608の2

同 字小ノ詰 1706の3, 1710の2

同 字淀飛地 2211の1, 2211の3, 2211の4, 2211の6, 2212の1から2212の6まで, 2213の1, 2214, 2215, 2216の2, 2218, 2219, 2220の1, 2220の2, 2221, 2222, 2224の1, 2226, 2227の1, 2228, 2229の1から2229の3まで

大字芦ヶ谷字淀 1543の2, 1548の6, 1548の9, 1548の10, 1552の2, 1560の8, 1576の2, 1576の3, 1577の4, 1579の19, 1579の26から1579の28まで, 2175の2, 2176の2, 2181の2, 2182の2, 2190の2, 2193の2, 2206の14, 2208の3, 2209の4, 2342の2, 2344の2, 2348の2, 2351の2, 2352の2, 2353の2, 2354の2, 2358の2

同 字新立 2069の1, 2071, 2080の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

~~~~~

茨城県告示第1372号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により石下町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

大字本豊田字流新田に変更する区域

大字曲田字菱川 1047から1055まで, 1056の1, 1057の1

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

~~~~~

茨城県告示第1373号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
満 田 步 美	茨薬 3384	平成10年12月2日

茨城県告示第1374号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登録記号番号	登録年月日
高 橋 英 子	茨薬 3385	平成10年12月7日
杠 真由美	茨薬 3386	平成10年12月7日
大 森 美 雪	茨薬 3387	平成10年12月8日
加 藤 高 子	茨薬 3388	平成10年12月8日

茨城県告示第1375号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
高 山 小 児 科 医 院	水戸市泉町2-3-9
江 戸 崎 兄 弟 医 院	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲2998-2

茨城県告示第1376号

茨城県農薬管理指導士養成（特別）研修及び認定試験の実施

平成10年度農薬管理指導士養成（特別）研修及び認定試験を茨城県農薬管理指導士認定事業実施要項（昭和63年3月3日茨城県告示第302号）第6条の規定に基づき実施するので、公告する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

平成10年度農薬管理指導士養成（特別）研修及び認定試験を次により実施する。

- 1 研修及び試験の区分 農薬管理指導士養成（特別）研修及び認定試験
- 2 研修及び試験の期日 (1) 養成研修 平成11年2月8日（月）及び2月9日（火）
(2) 特別研修 平成11年2月12日（金）
(3) 認定試験 平成11年2月12日（金）
- 3 研修及び試験の場所 茨城県水戸合同庁舎 701会議室
水戸市柵町1-3-1

4 受講及び受験資格

満20歳以上の農薬取扱業者等（農薬販売業者若しくは防除業者またはそれらの従業員）で、その業務に2年以上従事しており、毒物劇物取扱責任者の資格を有し、かつ勤務する事務所の所在地が茨城県内にある者。ただし、全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」または全国農業協同組合連合会会長が認定した「農薬安全コンサルタント」の資格を有する者は、養成研修を受講しないことができる。

5 研修・試験の方法及び科目

別紙1のとおりとする。

6 受講及び受験手続

(1) 受講及び受験申請書等の交付

ア 受講及び受験申請書等の用紙は、茨城県農林水産部農業技術課及び茨城県病虫害防除所で交付する。

イ 受講及び受験申請書等の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「農薬管理指導士受講・受験申請書請求」と朱書きし、190円切手を貼付した宛名明記の封筒（角2）を必ず同封すること。

(2) 受講及び受験申請書等の提出

受講・受験申請書（様式第1号）に最近6ヶ月以内に撮影された写真（正面向き、上半身、無帽で、縦4cm、横3cmの大きさの写真の裏に氏名を明記したもの）を所定の箇所に貼り、添付書類とともに茨城県農林水産部農業技術課または茨城県病虫害防除所に直接提出するか、または郵送すること。

(3) 添付書類

受講・受験申請書には、次の書類を添付すること。

ア 履歴書（様式第2号）

イ 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し

ウ 実務経験年数証明書及び在職証明書（様式第3号）

エ 全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」または全国農業協同組合連合会会長が認定した「農薬安全コンサルタント」の資格を有することを証する書類の写し（養成研修の受講申請をしない者に限る。）

(4) 受講・受験手数料

研修に使用するテキストの費用は、研修受講者の実費負担（1,750円）とする。

7 受講・受験申請書の受付期間等

(1) 受付期間

平成10年12月21日（月）から平成11年1月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）必着とする。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

8 受講・受験申請書提出先

水戸市三の丸1丁目5番38号（郵便番号310-8555）

茨城県農林水産部農業技術課技術調整担当 または

水戸市柵町1丁目3番1号（郵便番号310-0802）

茨城県病虫害防除所

（郵送の場合は、封筒に「農薬管理指導士受講・受験申請書在中」と朱書きすること。）

9 受講・受験票の交付

受講の受付時に配布する。

10 合格者の公表

合格者の氏名を試験施行後1月以内に、茨城県農林水産部農業技術課及び茨城県病虫害防除所に掲示するとともに

に、合格者に「農業管理指導士認定証」を交付する。

11 研修及び受験についての問合せ

研修及び受験についての問い合わせは、水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県農林水産部農業技術課技術調整担当（電話029-221-8111 内線3614）または、水戸市柵町1丁目3番1号 茨城県病虫害防除所（電話029-227-2445）に行うこと。

別紙1

研修・試験の科目及び内容等

期 日 及び場所	種 類	内 容	
		科 目	研 修 等 の 内 容
(期日) 平成11年 2月8日 9日 (2日間) (場所) 水戸市 柵町 1-3-1 茨城県 水戸合同 庁舎	養成研修	1 植物防疫一般	① 植物防疫行政及び農業行政に関する知識 ② 農薬取締法に基づく農薬取扱業者等が遵守すべき事項等 ③ 毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物に指定された農薬の 販売、保管管理等に関して遵守すべき事項等 ④ 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置づけ、農薬管理指 導士の果たすべき役割及び遵守すべき事項等 農薬の種類、特性及び農薬が農業生産に果たす役割等
		① 植物防疫行政 ② 関係法令 ③ 農薬管理指導 士の任務 2 農薬一般	
(場所) 水戸市 柵町 1-3-1 茨城県 水戸合同 庁舎	特別研修	3 病虫害及び雑草 防除等	① 病虫害及び雑草の種類並びに農薬の使用方法等に関する知識 ② 農薬の散布技術、防除機等に関する知識
		4 農薬の安全性評 価及び各種基準	
平成11年 2月12日 (場所は 同上) (1日間)	認定試験	5 農薬の安全使用 危害防止対策等	① 農薬の安全評価の方法に関する知識 ② 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識 ③ 農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識 ① 散布作業者に対する安全性の確保（使用上の注意事項の遵守）に 関する知識 ② 農産物の安全性の確保（農薬の安全使用基準等の遵守）に関する 知識 ③ 環境に対する安全性の確保に関する知識 ④ 農薬の保管管理に関する知識 ⑤ 農薬の散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関 する知識
		同 上	
		同 上	特別研修終了後、農薬の取扱いに必要な知識を有しているかどうか を判定するために実施する。(研修修了者対象)

なお、都合により研修等の期日及び場所を変更するときはあらためて申請者に通知する。

様式第 1 号

※受講・受験番号

農業管理指導士養成研修，特別研修及び認定試験受講・受験申請書

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

写真添付

最近 6 箇月以内に
撮影した正面向，
上半身，無帽で，
縦 4 cm，横 3 cm の
大きさの写真

住 所

電話番号

氏 名

印

生年月日

茨城県農業管理指導士

〔 養成研修 〕
〔 特別研修 〕
〔 認定試験 〕

を受講・受験したいので，下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 履歴書
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し
- 3 実務経験年数証明書及び在職証明書
- 4 全国農業協同組合連合会長が認定した防除指導員又は全国農業協同組合連合会長が認定した農業安全コンサルタントの資格を有することを証する書類の写し（特別研修のみの受講申請をする者に限る。）

(注意)

- 1 養成研修を受講しない者（防除指導員又は農業安全コンサルタントの資格を有する者）は養成研修を線で抹消すること。
- 2 「申請上の注意」をよく読んでから申請書類を作成して下さい。

申 請 上 の 注 意

(1) 記入上の注意

- 1 黒のボールペンを用いて、わかりやすく記入して下さい。
- 2 ※欄以外は、すべて記入して下さい。
- 3 必ず、押印して下さい。
- 4 写真の裏面に氏名を記入してから、貼り付けて下さい。

(2) 添付書類

- 1 履歴書
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し
(毒物劇物取扱者試験合格書の写し、薬剤師免許証の写し、または厚生省で定める学校で応用化学に関する学課を終了したことを証する書類「卒業証明書」)
- 3 実務経験年数証明書及び在職証明書
- 4 全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」または全国農業協同組合連合会会長が認定した「農業安全コンサルタント」の資格を有することを証する書類の写し
(特別研修のみの受講申請をする者に限る。)

様式第2号

履 歴 書

ふりがな	
氏 名	大・昭 年 月 日 生 ㊟
本 籍 地	
現 住 所	TEL ()
年 月 日	学 歴 ・ 職 歴 ・ 賞 罰
年 月 日	毒物劇物取扱責任者の取得・農薬関連の受講等の受講歴等

(注) 学歴は、最終学歴(卒業学科まで)を記入する。

様式第 3 号

実務経験年数証明書及び在職証明書

【実務経験年数証明欄】

職 名

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、年 月 日から 年 カ月間、農薬販売業務（防除業務）に従事している
（いた）ことを証明します。

年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先代表者名

印

【在職証明欄】

職 名

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、現在（年 カ月間）、農薬販売業務（防除業務）に従事していることを証明します。

年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先代表者名

印

（注）1 該当しない従事業務等のいずれか一方を——（線）で消す。

2 【実務経験年数証明欄】で、現在、業務に従事し、2年以上経験年数がある場合は、【在職証明欄】は記入を要しない。

3 在職証明書として使用する場合は、【在職証明欄】のみ記入する。

茨城県告示第1377号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

新治郡八郷町吉生字向山1900番 3, 1901番 1, 1901番 2, 1902番 1

2 指定の目的

土砂流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び八郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1378号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

新治郡八郷町小幡字湯袋2028番 1

2 指定の目的

土砂流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、霞ヶ浦地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び八郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1379号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成11年度及び平成12年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 契約の種類

建設工事

2 申請の時期

平成11年2月1日(月)から平成11年2月26日(金)まで(当日消印有効)とする。

なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法 茨城県所定の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」及びその添付書類として提出するものうち様式を定めているものについては、別記1に掲げる販売所において、競争入札参加資格を得ようとする者に販売する。

(2) 申請書の提出方法 申請書に次の書類を添え、別記2に掲げる提出場所に書留郵便により郵送すること。

ア 工事経歴書(所定の様式のもの)

イ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し

ウ 建設業労働災害防止協会加入証明書(加入している者に限る。)

エ 経営事項審査結果通知書(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の27第1項の規定に基づく通知)の写し(平成10年7月1日施行の「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年6月8日建設省告示第1461号)」(以下「新基準」という。)に基づく経営事項審査の結果に限る。)

オ 建設工事入札参加資格調書(所定の様式のもの)

カ 県税納税証明書(県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、本県に納税義務のある者に限る。)

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書並びに添付書類ア及びオは、日本語で作成すること。添付書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 競争入札に参加することができない者

(1) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(2) 法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していないもの

(4) 県税を滞納している者

(5) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者

(6) 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加できる者の資格審査は、次の(1)から(5)までに掲げる項目の点数の合計点をもって行い、建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びは装工事については、さらにこの合計点に基づいて工事種別ごとに3等級又は4等級に区分する。

(1) 経営事項審査結果通知書に記載されている総合評点

(2) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に茨城県から請け負って完成させた工事の件数と工事成績から算定する点数

(3) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前5年間に茨城県建設業者ほう賞規程(昭和33年4月7日茨城県告示

第307号)に基づく知事が行うほう賞（これに準ずるものとして土木部長及び農地局長が行うほう賞を含む。）の受賞実績から算定する点数

(4) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づき茨城県から受けた指名停止の実績から算定する点数

(5) 定期の競争入札参加資格審査を行う年の前2年間に法第28条に基づき建設大臣又は都道府県知事から受けた指示及び営業の停止の実績から算定する点数

6 資格審査結果の通知

「建設工事入札参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間 平成11年6月1日から平成13年5月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続 上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成12年12月中に平成13年度及び平成14年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

別記1 申請書の販売所

社団法人 茨城県建設業協会

〒310-0062 茨城県水戸市大町3丁目1番22号

電話 029-221-5126

別記2 申請書の提出場所

茨城県土木部監理課建設業担当

〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

電話 029-221-8111 (内) 4123, 4124

茨城県告示第1380号

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）の一部を次のように改正する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

第3条に次の1号を加える。

(7) 県税を滞納している者

第4条第1項第2号イただし書中「(以下「更生会社」という。)」の次に「又は和議法（大正11年法律第72号）の規定により和議の認可決定が確定した者（以下「和議会社」という。）」を加える。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、申請日において、申請日の直前の決算日が当該申請日の前7月以内で、当該決算日に係る経営事項審査を完了していない場合は、当該決算日前1年以内の直近の決算日を基準日とすることができる。

第6条第1項第1号オ中「(県内業者用)(様式第2号)」を「様式第3号」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 工事経歴書（様式第2号）

第6条第1項第1号に次のように加える。

キ 県内の県税事務所が発行した県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）

第6条第1項第2号イ中「(様式第3号)」を「(様式第2号)」に改め、同号カ中「(県外業者用)(様式第4号)」

を「(様式第3号)」に改め、同号に次のように加える。

キ 県内の県税事務所が発行した県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）。ただし、県に対し納税義務を有する者に限る。

第6条第1項第3号ア中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同号ウ中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同号に次のように加える。

エ 建設工事入札参加資格調書（経常JV用）（様式第5号）

第6条第1項第4号ウ中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第7条第2項ただし書中「更生会社」の次に「、又は和議会社」を加え、「追加資格申請」を「追加資格審査の申請」に改める。

第10条第1項中「その旨を」の次に「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（様式第8号）により」を加え、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第12条第2項中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

様式第1号から第5号までを次のように改める。

様式第1号

1	新規
2	更新

※02受付番号

03業者コード	
04許可番号	-

※申請者 05 の規模	06適格組 合証明	年 月 日	第 号
-------------------	--------------	-------	-----

一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (建設工事)

年度において、貴県で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

07 郵便番号

08 住 所

09 商号又は名称

10 代表者氏名 (氏名) 印

11 担当者氏名

12 電話番号

13 FAX番号

14 外資状況

1 外国籍会社 〔国名: 〕	2 日本国籍会社 〔国名: 〕 (比率: 100%)	3 日本国籍会社 〔国名: 〕 (比率: %)
-------------------	----------------------------------	-------------------------------

15 営業年数

年

※欄については、記載しないこと (以下同じ)。

様式第 2 号

※受付番号

□□□□□□□□□□

業者コード

□□□□□□□□□□

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

(用紙 A 4)

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県 名	配 置 技 術 者 氏 名	請 負 代 金 の 額		着 工 年 月 完成又は完成予定年月
					千 円	う ち () 千 円	
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月

合 計	千 円	件	千 円
-----	-----	---	-----

（裏面）

記載要領

- 1 本表は、建設工事入札参加資格審査申請を行う業種ごとに、受注した直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 2 特定建設工事共同企業体の申請にあっては、当該共同企業体が目的とする建設工事と同種の工事について、受注した直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載するほか、競争参加資格の基準を満たす建設工事についても記載すること。
- 3 経常建設共同企業体の申請にあっては、当該共同企業体として受注した直前2年間の主な完成工事及び直前2年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 4 土木一式工事についてこの表を作成する際には、「請負代金の額」の欄中「うち（ ）」の括弧内に「PC」と記載し、各工事ごとにプレストレスコンクリート工事に該当する請負代金の額を記載すること。また、とび・土工・コンクリート工事について作成する際には「法面処理」、鋼構造物工事について作成する際には「鋼橋上部」について同様に記載すること。

（裏面）

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出ないように記入すること。
- 2 「行政庁記入欄」については、記入しないこと。
- 3 「大臣・知事コード」の欄には、建設大臣の許可を受けている者は「00」を、茨城県知事の許可を受けている者は「08」を、他の都道府県知事の許可を受けている者は該当するコードを、カラムに記入すること。「許可番号」の欄には、例えば 000123 のように右詰めで記載し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 4 「審査基準日（経営事項審査）」の欄には、入札参加資格申請書に添付する経営事項審査結果通知書の審査基準日を記載し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 5 「主たる営業所の電話番号」の欄及び「電話番号」の欄は、市外局番、局番、及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、左詰めで記載すること。
- 6 「建災防の状況」の欄には、建設業労働災害防止協会加入証明書を提出した者は「1」を、それ以外の者は「2」をカラムに記入すること。
- 7 「入札参加資格対象年度」の欄には、入札参加資格申請をしようとする対象年度を、例えば平成11・12年度であれば 11・12 のように記入すること。
- 8 「入札参加資格」の欄には、希望する資格に応じた「1」又は「2」のコードを記入すること。
- 9 「入札参加希望業種」の欄には、入札参加を希望する業種について、経営事項審査結果通知書の「建設工事の種類」の欄の左側にある3桁の数字を記入すること。
- 10 「元請最高額（県内業者のみ）」の欄には、県内に主たる営業所のある者に限り、入札参加を希望する業種ごとに、工事経歴書（様式第2号）に記載した建設工事のうち直前2年間に元請で施工した工事で最高額のものを千円単位で記載すること。（経営事項審査で実績から除外されたものを除く。）
 なお、直前2年間とは、4の「審査基準日（経営事項審査）」以前2年間であること。
- 11 「茨城県を管轄する営業所」は、県外業者について、主たる営業所以外で茨城県を管轄する営業所のある者のみ 記入すること。
- 12 「名称（漢字）」の欄には、漢字で左詰めにして記入すること。
- 13 「所在地（都道府県コード）」の欄には、茨城県を管轄する営業所がある都道府県を次のコードから選んで記入すること。

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
茨城県	08	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41
北海道	01	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42
青森県	02	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43
岩手県	03	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44
宮城県	04	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45
秋田県	05	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46
山形県	06	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47
福島県	07	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40		

- 14 「所在地（丁目・大字・字・番地・漢字）」の欄には、町名、大字名、字名、番地等を－（ハイフン）を用いて記載すること。

様式第 4 号

年度建設工事入札参加資格審査申請書（經常建設共同企業体用）

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

共同企業体の名称

共同企業体代表構
員の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、商号又は
名称及び代表者氏名

印

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、 を代表構成員とする

建設共同企業体を結成し、貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別

冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。また、この建設工事入札参加資格申請書及び添付書類のす
べての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

商 号 又 は 名 称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	許 可 を 受 け て い る 建 設 業 の 種 類
希 望 す る 建 設 業 の 種 類			

(裏面)

記載要領

- 「申請区分」の欄には、茨城県に入札参加資格を有しない経常建設共同企業体（以下「JV」という。）が申請を行う場合は「1」を、申請日現在に茨城県に入札参加資格を有するJVが定期資格審査申請を行う場合には「2」を、茨城県に入札参加資格を有するJVが新たな業種に係る追加資格審査申請を行う場合には「3」をそれぞれ記入すること。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ楷書体で丁寧に、かつ、カラムからはみ出ないように記入すること。
- ※の欄は、記入しないこと。
- 「対象年度」の欄には、入札参加申請をしようとする対象年度を、例えば平成11・12年度であれば

1	1
---	---

・

1	2
---	---

のように記入する。
- 「大臣・知事コード」の欄には、建設大臣許可を受けているものは「00」を、茨城県知事の許可を受けている者は「08」をカラムに記入すること。「許可番号」の欄には、例えば

0	0	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---

のように右詰めで記載し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。「審査基準日」の欄は、構成員が単体で入札参加資格申請をした審査基準日を記入すること。
- 「共同企業体の名称（カタカナ）」及び「共同企業体の名称（漢字）」の欄は、必ず「○○・××JV」というようにJVという文字で終了するような書き方とすること。
- 「市町村コード」の欄は、JVの本拠地がある市町村を次のコードから選んで記入すること。なお、茨城県外に本拠地がある場合は記入しないこと。

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
水戸市	201	岩井市	218	西茨城郡岩間町	322	多賀郡十王町	381	稲敷郡琴崎町	445	真壁郡真壁町	503
日立市	202	牛久市	219	〃 七会村	323	鹿島郡旭村	401	〃 新利根町	446	〃 大和村	504
土浦市	203	つくば市	220	〃 岩瀬町	324	〃 鉾田町	402	〃 河内町	447	〃 楢和町	505
古河市	204	ひたちなか市	221	那珂郡東海村	341	〃 大洋村	403	〃 桜川村	448	結城郡八千代町	521
石岡市	205	鹿嶋市	222	〃 那珂町	342	〃 神栖町	406	〃 東町	449	〃 千代川村	522
下館市	206	東茨城郡茨城町	302	〃 瓜連町	343	〃 波崎町	407	新治郡霞ヶ浦町	461	〃 石下町	523
結城市	207	〃 小川町	303	〃 大宮町	344	行方郡麻生町	421	〃 玉里村	462	猿島郡総和町	541
竜ヶ崎市	208	〃 美野里町	304	〃 山方町	345	〃 牛堀町	422	〃 八郷町	463	〃 五霞町	542
下妻市	210	〃 内原町	305	〃 美和村	346	〃 潮来町	423	〃 千代田町	464	〃 三和町	543
水海道市	211	〃 常北町	306	〃 緒川村	347	〃 北浦町	424	〃 新治村	465	〃 猿島町	544
常陸太田市	212	〃 桂村	307	久慈郡金砂郷町	361	〃 玉造町	425	筑波郡伊奈町	482	〃 境町	546
高萩市	214	〃 御前山村	308	〃 水府村	362	稲敷郡江戸崎町	441	〃 谷和原村	483	北相馬郡守谷町	561
北茨城市	215	〃 大洗町	309	〃 里美村	363	〃 美浦村	442	真壁郡関城町	501	〃 藤代町	563
笠間市	216	西茨城郡友部町	321	〃 大子町	364	〃 阿見町	443	〃 明野町	502	〃 利根町	564
取手市	217										

- 「住所（丁目・大字・字）」の欄は、所在大字名等から漢字で左詰めにして記入すること。なお、番地等は－（ハイフン）を用いて記載すること。
- 「電話番号」の欄には、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、左詰めで記入すること。

建設工事入札参加資格調査 (經常JV用・2/3)

入札参加希望業種

※

業種	客観点数	主観点数1	主観点数2	主観点数3	主観点数4
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

「入札参加希望業種」の欄は、入札参加を希望する業種について、「業種」のカラムに、経営事項審査結果通知書の「建設工事の種類」の欄の左側にある3桁の数字を記入すること。

なお、全構成員が、それぞれ単体で入札参加資格申請を行った業種についてのみJVの入札参加資格申請が行えるので注意すること。

記載要領

- 1 本表には、構成員が単体として建設工事入札参加資格申請を行った審査基準日に係る経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。
- 2 構成員名については、代表構成員、構成員 1（出資比率が代表構成員の次に多い構成員）、構成員 2（3者による経常建設共同企業体において出資比率が最も少ない構成員）の名称を記入すること。なお、2者による経常建設共同企業体については、構成員 2 の項目を記入しないこと。
- 3 「（ ） 工事完成工事高（千円）」の（ ）内には、経常建設共同企業体として申請する業種名について記載すること。
- 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」、「退職一時金制度導入の有無」、「企業年金制度導入の有無」、及び「法定外労働災害補償制度加入の有無」については、それぞれの構成員について、加入又は導入している場合は「有」に○を、加入又は導入していない場合は「無」に○を付けること。
- 5 「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」については、それぞれの構成員について、加入している場合は「有」に○を、加入していない場合は「無」に○を、適用除外の場合は「適用除外」に○を付けること。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号

平成 〃 年度 茨城県建設工事
入札参加資格決定通知書

〒

許可番号

行政庁記入欄

殿

建設工事の種類	資格区分		客観点数	主観点数	総評点
	一般	指名			
土木一式					
建築一式					
大工					
左官					
とび・土工・コンクリート					
石					
屋根					
電気					
管					
タイル・れんが・ブロック					
鋼構造物					
鉄筋					
ほ装					
しゅんせつ					
板金					
ガラス					
塗装					
防水					
内装仕上					
機械器具設置					
熱絶縁					
電気通信					
造園					
さく井					
建具					
水道施設					
消防施設					
清掃施設					

平成 年 月 日

上記のとおり入札参加資格を決定したので通知する。

茨 城 県 知 事

（裏面）

入札参加資格について

表面の資格区分の一般又は指名の欄に記号が表示されている業種が茨城県の建設工事入札参加資格を有する業種です。

一般競争入札参加資格については、実際の工事発注にあたって更に施工に必要な資格要件が付されることがあるの
であらかじめ御了承願います。

なお、この通知書受領後に以下の事項に変更があった場合には、一般競争（指名競争）入札参加資格申請書変更届
を提出してください。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者氏名
- 3 主たる営業所の所在地・郵便番号又は電話番号
- 4 建設業の許可区分・業種
- 5 茨城県を管轄する支店又は営業所の名称、所在地、郵便番号又は電話番号（県外建設業者）

また、営業停止処分を受けたとき、営業を休止したときも速やかに報告してください。

様式第8号を様式第9号とし、様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号

平成 年 月 日 年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書変更届(建設工事)

茨城県知事 殿

住 所 印
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

- (1) 商業登記簿謄本の写し(商号又は名称、代表者、本店所在地に変更があった場合)
- (2) その他(必要に応じて;書類名())

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成10年6月30日以前を基準日とする資格審査の申請に係る工事経歴書の様式については、なお従前の例によることができる。

茨城県告示第1381号

茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）の一部を次のように改正する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 県税を滞納している者

第4条第1項第2号ただし書中「ただし、」の次に「第12条第1項第2号に該当するとして参加資格を取り消された者のうち会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定により更生手続の開始決定を受けた者（以下「更生会社」という。）又は和議法（大正11年法律第72号）の規定により和議の認可決定が確定した者（以下「和議会社」という。）に係るもの及び」を加える。

第6条第1項ただし書を削り、同項第10号を次のように改める。

(10) 県内の県税事務所が発行した県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）。ただし、県に対し納税義務を有する者に限る。

第6条第3項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) その他の営業所の名称、所在地、郵便番号又は電話番号

第7条第2項ただし書中「ただし、」の次に「更生会社又は和議会社に係る指名競争入札及び」を加える。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 直前1年の年間実績高

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第4条第1項第2号ただし書の規定による追加資格審査を受けて有資格者となった者の参加資格の有効期間は、参加資格の決定の日からその日以降に最初に到来する定期資格審査を実施する年の5月31日までとする。

この場合において、特定調達契約に該当する業務の委託契約に係る追加資格審査を受けて有資格者となった者の参加資格は、当該有効期間内における特定調達契約に該当する業務の委託契約についてのみ有効とする。

第10条第1項中「その旨を」の次に「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（様式第7号）により」を加え、第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

(4) その他の営業所の名称、所在地、郵便番号又は電話番号

第12条を第13条とし、第11条第2項中「建設コンサルタント業務等入札参加資格取消し通知書（様式第7号）」を「建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格取消通知書（様式第8号）」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（参加資格の地位の継承）

第11条 次の各号に掲げる者は、知事の承認を受けて有資格者の地位を継承できる。

- (1) 有資格者である会社が合併により消滅したときの合併後存続する会社又は合併により新たに設立された会社
- (2) 有資格者である個人が死亡したときのその相続人である建設コンサルタント業務等を営む者

- (3) 有資格者である個人がその営業を廃止した場合において、その者が営業のために使用していた財産の全部を提供し、設立者となって新たに設立した会社
 - (4) 有資格者である親会社はその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、当該子会社が親会社の当該営業の一部を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止された場合における当該子会社
 - (5) 有資格者が営業の全部又は一部を譲渡したことにより当該営業の全部又は一部を廃止した場合において、当該営業の全部又は一部を譲り受けた建設コンサルタント業務等を営む者
- 2 前項の規定による承認の手続等については、知事が別に定める。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号

01	1	新規
02	2	更新

※02受付番号

03業者コード

※申請者 04 の規模	05適格組 合証明	第	年	月	日
-------------------	--------------	---	---	---	---

一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)

年度において、貴県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

06 郵便番号

07 住 所

08 商号又は名称

09 代表者氏名 (役職) (氏名) 印

10 担当者氏名

11 電話番号

12 FAX番号

13 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 号	年 月 日	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	年 月 日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日	年 月 日

※欄については、記載しないこと (以下同じ)。

業者コード

※受付番号

14 測 量 等 実 績 高	① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前1年度分決算		③ 直前1年度分決算 (千円)
		年 月 月 月 年 月 月 月 (千円)	年 月 月 月 年 月 月 月 (千円)	
測量				
建築関係建設コンサルタント業務				
土木関係建設コンサルタント業務				
地質調査業務				
補償関係コンサルタント業務				
その他				
合 計				

※ ②③の金額は、いずれも消費税を含まない額を記載して下さい。

15 自 己 資 本 額	区 分	直前決算時 (千円)	剰 余 (欠損) 金処分 (千円)	計 (千円)	決 算 後 の 増減額 (千円)	合 計 (千円)
① (うち外国資本) 払込資本金						
② 準備金・積立金						
③ 次期繰越利益 (欠損)金				(P)		
④ 計						
⑤ (P) (再掲)						

様式第 5 号から第 7 号までを次のように改める。

様式第 5 号

建設コンサルタント業務等委託業者入札参加資格調書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

●申請区分 1:新規 2:更新 3:業種追加 4:変更 5:抹消
1

行政庁記入欄 2 7

●業者コード 8 9 14 ●入札参加資格対象年度 15 17

●商号又は名称 (カタカナ) 19 38

商号又は名称 (漢字) 39 78

●代表者 (カタカナ) 79 98

代表者 (漢字) 99 118

●所在地 1 (都道府県コード) 119

●所在地 2 (市町村コード・県内業者) (市区町村名・漢字・県外業者) 121 123 124 153

●所在地 3 (丁目・大字・字・番地・漢字) 154 193

●郵便番号 194 197 ●電話番号 201 212

●資本金 213 221 千円 ●自己資本額 222 230 千円 ●営業年数 231 年 ●建築家賠償責任保険 233 (0:未加入 1:加入)

-----茨城県を管轄する営業所 (本店である場合は記入しない。)

●営業所名称 (漢字) 234 253

●所在地 (都道府県コード) 254 ●所在地 (市区町村名・漢字) 256 285

●所在地 (丁目・大字・字・番地・漢字) 286 325

●郵便番号 326 329 ●電話番号 333 344

(裏面)

記載要領

- 1 1:新規 2:更新 3:業種追加 4:変更 5:抹消 の欄は、茨城県に入札参加資格を有しない者が申請を行う場合は 1:新規 に、現に茨城県に入札参加資格を有する者が定期資格審査申請を行う場合には 2:更新 に、現に茨城県に入札参加資格を有する者が新たな業務に係る追加資格審査申請を行う場合には 3:業種追加 にそれぞれ〇を付すこと。
- 2 「」で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつかき書体で丁寧に、かつ、カラムからはみ出ないように記入すること。
- 3 「業者コード」の欄の最初の1カラムには、茨城県内に主たる営業所がある場合は「4」を、茨城県外に主たる営業所がある場合は「5」を記入する。次の6カラムは、入札参加資格者名簿に登録される業者コードとなるものであり、記入しなくともよい。
- 4 「入札参加資格対象年度」の欄には、入札参加申請をしようとする対象年度を、例えば平成11・12年度であれば「11・12」のように記入すること。
- 5 「商号又は名称(カタカナ)」の欄には、カタカナで左詰めにしして記入し、その際、濁点、半濁点は1文字として扱うこと。なお、株式会社(カブシキガイシャ)等法人の種類を表す文字は記入しないこと。
- 6 「商号又は名称(漢字)」の欄には、漢字で左詰めにしして記入し、法人の場合は次の略号を用いて記入すること。
株式会社=(株) 有限会社=(有) 合資会社=(資) 合名会社=(名) 協同組合=(同)
協業組合=(業) 企業組合=(企)
- 7 「代表者」の欄は、姓と名の間を1カラム空けること。
- 8 「所在地1(都道府県コード)」の欄には、主たる営業所がある都道府県を次のコードから選んで記入すること。

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
茨城県	08	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41
北海道	01	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42
青森県	02	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43
岩手県	03	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44
宮城県	04	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45
秋田県	05	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46
山形県	06	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47
福島県	07	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40		

- 9 「所在地2(市町村コード・県内業者)」の欄は、茨城県内に主たる営業所がある者についてのみ、その所在市町村を次のコードから選んで記入すること。なお、茨城県外に主たる営業所がある者は記入しないこと。

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
水戸市	201	岩井市	218	西茨城郡岩間町	322	多賀郡十町	381	稲敷郡基崎町	445	真壁郡真壁町	503
日立市	202	牛久市	219	七会村	323	鹿島郡旭村	401	新利根町	446	大和村	504
土浦市	203	つくば市	220	岩瀬町	324	鉾田町	402	河内町	447	協和町	505
古河市	204	ひたちなか市	221	那珂郡東海村	341	大洋村	403	桜川村	448	結城郡八千代町	521
石岡市	205	鹿嶋市	222	那珂町	342	神栖町	406	東町	449	千代川村	522
下館市	206	東茨城郡茨城町	302	瓜連町	343	波崎町	407	新治郡霞ヶ浦町	461	石下町	523
結城市	207	小川町	303	大宮町	344	行方郡麻生町	421	玉里村	462	猿島郡総和町	541
竜ヶ崎市	208	美野里町	304	山方町	345	牛堀町	422	八郷町	463	五霞町	542
下妻市	210	内原町	305	美和村	346	潮来町	423	千代田町	464	三和町	543
水海道市	211	常北町	306	緒川村	347	北浦町	424	新治村	465	猿島町	544
常陸太田市	212	桂村	307	久慈郡金砂郷町	361	玉造町	425	筑波郡伊奈町	482	境町	546
高萩市	214	御前山村	308	水府村	362	稲敷郡江戸崎町	441	谷和原村	483	北相馬郡守谷町	561
北茨城市	215	大洗町	309	里美村	363	美浦村	442	真壁郡関城町	501	藤代町	563
笠間市	216	西茨城郡友部町	321	大子町	364	阿見町	443	明野町	502	利根町	564
取手市	217										

- 10 「所在地2(市区町村名・漢字・県外業者)」の欄は、茨城県外に主たる営業所がある者についてのみ、その所在市区町村名を漢字で左詰めにしして記入すること。なお、茨城県内に主たる営業所がある者は記入しないこと。
- 11 「所在地3(丁目・大字・字・番地・漢字)」の欄は、所在地で市区町村名の後に続く部分について漢字で左詰めにしして記入すること。
- 12 「電話番号」の欄には、市外局番、局番及び番号をそれぞれ(ハイフン)で区切り、左詰めで記入すること。
- 13 「資本金」の欄は、個人の場合は「0」を、法人の場合は申請日現在における資本金の額を千円単位(千円未満は切り捨て)で右詰めにしして記入すること。
- 14 「自己資本額」の欄には、資格審査の基準日直前の決算における自己資本の額(個人である場合は期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額、法人である場合は、貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金(又は新株申込証拠金)、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額)を、千円単位(千円未満は切り捨て)で右詰めにしして記入すること。
- 15 「営業年数」の欄には、建設コンサルタント業務等を開始した時から起算した資格審査の基準日までの年数を記入すること。なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 16 「茨城県を管轄する営業所」の欄は、茨城県外に主たる営業所がある者についてのみ、茨城県との契約を担当することとなる営業所が本店でない場合に記入すること。

●入札参加希望業種(コード) 年間実績

1. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
345	347 355	
2. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
364	366 374	
3. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
383	385 393	
4. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
402	404 412	
5. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
421	423 431	
6. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
440	442 450	
7. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
459	461 469	
8. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
478	480 488	
9. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
497	499 507	
10. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
516	518 526	
11. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千円
535	537 545	

●登録の種類 登録番号

<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
356		358 363
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
375		377 382
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
394		396 401
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
413		415 420
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
432		434 439
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
451		453 458
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
470		472 477
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
489		491 496
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
508		510 515
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
527		529 534
<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
546		548 553

●建設コンサルタントの登録部門(コード)・年間実績

コード	年間実績	コード	年間実績	コード	年間実績
1. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	2. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
554	556 564	565	567	575	576 578 586
4. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	5. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
587	589 597	598	600	608	609 611 619
7. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	8. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
620	622 630	631	633	641	642 644 652
10. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	11. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
653	655 663	664	666	674	675 677 685
13. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	14. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
686	688 696	697	699	707	708 710 718
16. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	17. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
719	721 729	730	732	740	741 743 751
19. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	20. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
752	754 762	763	765	773	

●補償コンサルタントの登録部門(コード)・年間実績

コード	年間実績	コード	年間実績	コード	年間実績
1. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	2. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
774	776 784	785	787	795	796 798 806
4. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊	5. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊
807	809 817	818	820	828	829 831 839
7. <input type="text"/>	<input type="text"/>	千冊			
840	842 850				

(裏面)

記載要領

- 1 「入札参加希望業種(コード)」の欄には、次の業種コードから選択して記入すること。

コード	業 種	コード	業 種
11	測量	51	補償関係建設コンサルタント(補償コンサルタント)
21	土木関係建設コンサルタント	52	”(不動産鑑定)
31	建築関係建設コンサルタント	53	”(土地家屋調査)
32	建築関係建設コンサルタント(設備に限る。)	54	”(計量証明(振動))
41	地質調査	55	”(計量証明(騒音))
		56	”(計量証明(濃度))

- 2 「年間実績」の欄には、業種毎に資格審査の基準日直前1年の売上高の実績高を千円単位(千円未満は切り捨て)で記入すること。

- 3 「登録の種類」の欄には、次の記号から選択し、「登録番号」とともに左詰めで記入すること。登録番号は、各種登録の業者固有番号のうち数字部分のみを記入すること。

記号	登 録 の 種 類	記号	登 録 の 種 類	記号	登 録 の 種 類
ソ	測量法第55条第1項の登録	ホ	補償コンサルタント登録規程第2条の登録	カソ	計量法第107条の登録(環境騒音測定)
コ	建設コンサルタント登録規程第2条の登録	ト	土地家屋調査士法第6条の登録	カノ	”(環境濃度測定)
ケ	建築士法第23条第1項の登録	フ	不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録		
チ	地質調査業者登録規程第2条の登録	カシ	計量法第107条の登録(環境振動測定)		

- 4 「建設コンサルタントの登録部門(コード)・年間実績」の欄には、上記3の建設コンサルタントの登録をしている者についてのみ、次のコードから選択し、登録部門ごとの年間実績とともに記入すること。

コード	登 録 部 門	コード	登 録 部 門	コード	登 録 部 門
01	河川、砂防及び海岸	08	農業土木	15	鋼構造及びコンクリート
02	港湾及び空港	09	森林土木	16	トンネル
03	電力土木	10	水産土木	17	施工計画、施工設備及び積算
04	道路	11	造園	18	建設環境
05	鉄道	12	都市計画及び地方計画	19	建設機械
06	上水道及び工業用水道	13	地質	20	電気・電子
07	下水道	14	土質及び基礎		

- 5 「補償コンサルタントの登録部門(コード)・年間実績」の欄には、上記3の補償コンサルタントの登録をしている者についてのみ、次のコードから選択し、登録部門ごとの年間実績とともに記入すること。

コード	登 録 部 門	コード	登 録 部 門
51	土地調査	55	営業補償・特殊補償
52	土地評価	56	事業損失
53	物件	57	補償関連
54	機械工作物		

●職員数

総職員数

851 854 人

技術職員数

855 858 人

測量士

859 862 人

測量士補

863 866 人

1級建築士

867 870 人

2級建築士

871 874 人

土地家屋調査士

875 878 人

1級土木施工管理技士

879 882 人

不動産鑑定士

883 886 人

土地区画整理士

887 890 人

技術士

891 894 人

RCCM

895 898 人

換地士

899 902 人

畑地かんがい技士

903 906 人

農業土木技術管理士

907 910 人

環境計量士(濃度)

911 914 人

環境計量士(騒音・振動)

915 918 人

第1種電気主任技術者

919 922 人

第1種伝送交換主任技術者

923 926 人

線路主任技術者

927 930 人

地質調査技士

931 934 人

司法書士

935 938 人

補償業務管理士

939 942 人

※技術士の部門ごと人数

機・流体機械

943 945 人

機・建設鉱山

946 948 人

機・機械設備

949 951 人

電気電子

952 954 人

建・土質基礎

955 957 人

建・鋼構造コン

958 960 人

建・都市地方計画

961 963 人

建・河川砂防海岸

964 966 人

建・港湾空港

967 969 人

建・電力土木

970 972 人

建・道路

973 975 人

建・鉄道

976 978 人

建・トンネル

979 981 人

建・施工計画設備

982 984 人

建・建設環境

985 987 人

水・上水工業用水道

988 990 人

水・下水道

991 993 人

農・農業土木

994 996 人

林・森林土木

997 999 人

水・水産土木

1000 2 人

応・地質

3 5 人

※RCCMの部門ごと人数

河川砂防海岸

6 8 人

港湾空港

9 11 人

電力土木

12 14 人

道路

15 17 人

鉄道

18 20 人

上水工業用水道

21 23 人

下水道

24 26 人

農業土木

27 29 人

森林土木

30 32 人

造園

33 35 人

都市地方計画

36 38 人

地質

39 41 人

土質基礎

42 44 人

鋼構造コンクリート

45 47 人

トンネル

48 50 人

施工計画設備積算

51 53 人

建設環境

54 56 人

建設機械

57 1059 人

●受賞歴

受賞年(西暦) 受賞名・表彰名(コード) 受賞年(西暦) 受賞名・表彰名(コード) 受賞年(西暦) 受賞名・表彰名(コード) 受賞年(西暦) 受賞名・表彰名(コード)

1. 1060 63 64 2. 66 69 70 3. 72 75 76 4. 78 81 82

5. 1084 87 88 6. 90 93 94 7. 96 99 100 8. 102 105 106

9. 1108 111 112 10. 114 117 1118

(裏面)

記載要領

- 1 「総職員数」は、兼業を含む営業体の全ての職員の数を、「技術職員数」は「総職員数」の内数とし、建設コンサルタント業務等に携わる技術職員の数を右詰めで記入すること。また、測量士以下の資格者数は、測量士と測量士補及び1級建築士と2級建築士の資格者数のみ、同一人を重複計上することはできないものであること。
- 2 技術士及びRCCMの部門ごとの人数は、重複計上可能なものであること。
- 3 「受賞歴」の欄は、建設コンサルタント業務等の成果物に関し、次の賞を受けている場合に受賞年と受賞名・表彰名コードを10件を限度に記入すること。

その際、2:更新 の者は申請日の直前2年間の、1:新規 の者は申請日の直前5年間の受賞歴を記入すること。

コード	受賞名・表彰名
1 1	田中賞(社)日本土木学会)
1 2	建築学会賞(社)日本建築学会)
1 3	全建賞(土木)(社)全日本建設技術協会)
1 4	“(建築)(“)

様式第 6 号

(表 面)

郵便はがき



殿

年度茨城県建設コンサルタント
業務等委託業務入札参加資格決定通知書

業者コード

入札参加資格業種

測 量	建設コンサル(土木)	
建設コンサル(建築)	建設コンサル(設備)	
地質調査	補償コンサル	
不動産鑑定	土地家屋調査	
計量証明(振動)	計量証明(騒音)	
計量証明(濃度)		

年 月 日

上記のとおり資格を決定したので通知する。

茨城県知事

(裏 面)

入札参加資格について

表面の入札参加資格業種で○印がついているところが茨城県建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格を有する業種です。

また、業者コードは、本県に登録された貴社のコード番号です。次回、入札参加申請をするときに申請書に記入していただきますので、この葉書は大切に保管してください。

なお、この通知書受領後に以下の事項に変更があった場合には、入札参加資格申請書変更届を提出してください。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者氏名
- 3 本社住所・電話番号・郵便番号
- 4 登録番号
- 5 茨城県を管轄する支店又は営業所の名称・住所・電話番号・郵便番号
(県外業者)

また、登録の削除、抹消若しくは取消しを受けたとき又は営業を廃止し、若しくは休業したときも速やかに報告してください。

様式第7号
 平成 年 月 日
 茨城県知事 殿
 ・ 年度一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等)

住所 〇〇 〇〇

商号又は名称
 代表者氏名
 印

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

- (1) 商業登記簿謄本の写し (商号又は名称, 代表者, 本店所在地に変更があった場合)
- (2) その他 (必要に応じて: 書類名 ())

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号

年 月 日

年度建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格取消通知書

住 所
 商号又は名称
 代 表 者 殿

茨城県知事

先に 年 月 日付けをもって建設コンサルタント業務等委託業務入札参加資格の決定通知をしましたが、下記によりその資格の ^{全部} _{一部} を取り消したので通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消しする業種

業 種 区 分	業 種 区 分

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第1382号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 七会村
- 2 事業の種類 七会村保健福祉センター建設及び周辺整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
茨城県西茨城郡七会村大字小勝字岡台地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
七会村役場

茨城県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 245号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市馬渡 字大沼3025番18地先から	旧	メートル 最大 25.0	メートル 560	
		最小 23.0		
ひたちなか市馬渡 字大沼3048番6地先まで	新	最大 27.0 最小 26.0	560	現道拡幅

茨城県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 水戸市金町1丁目1172番4地先から
水戸市根本2丁目739番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年1月21日

茨城県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成10年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小泉水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市渋井町字杉山ぼつく前607番地先から
水戸市浜田町字松木前415番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年12月21日

茨城県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成10年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市馬渡字下海道831番1地先から
ひたちなか市馬渡字大沼3048番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年12月21日

茨城県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成10年12月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡守谷町大字守谷字古城沼甲5152から
北相馬郡守谷町大字赤法花字堤下550まで
- 3 供用開始の期日 平成10年12月21日

茨城県告示第1388号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条の規定において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、茨城県の管理する平成10年3月31日現在の港湾施設の概要を次のとおり告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

鹿 島 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 外港航路	幅480m～540m 延長4,900m	図 示
(2) 中央航路	幅400m～600m 延長2,880m	〃
(3) 南航路	幅300m～430m 延長3,660m	〃
(4) 北航路	幅300m 延長1,300m	〃

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 外港泊地	960,000㎡	図 示

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり	22,000㎡	図 示
(2) 北海浜第1船だまり	13,500㎡	〃
(3) 導水路	42,000㎡	〃
(4) 外港船だまり	76,400㎡	〃
(5) 北海浜第2船だまり	65,000㎡	〃
(6) 深芝漁船だまり	4,100㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	3,637.67m	図 示
(2) 北防波堤	254.38m	〃
(3) 東防波堤	170m	〃
(4) 船だまり南防波堤	520m	〃
(5) 中央船だまり防波堤A区	70.9m	〃
(6) 中央船だまり防波堤B区	52.7m	〃
(7) 北海浜第1船だまり波除堤	43.5m	〃
(8) 北海浜第2船だまり波除堤	130m	〃
(9) 北海浜第2地区防波堤	120m	〃

防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 北側防砂堤	30m	図 示
(2) 北海浜第2期防砂堤	250m	〃

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤基部護岸	229.7m	図 示
(2) 北側消波護岸	251.37m	〃
(3) 南側消波護岸	319.6m	〃

(4) 中央航路消波護岸	392.4m	図 示
(5) 北側護岸	201m	〃
(6) 北海浜第2期正面護岸	1,540m	〃
(7) 北海浜側面護岸	512m	〃
(8) 外港地区側面護岸	498.9m	〃
(9) 新浜護岸	820m	〃

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 南航路-10m岸壁	-10m	800.14m	D/W15,000トン4隻	南公共埠頭
(2) 南航路-7.5m岸壁	-7.5m	520.04m	D/W5,000トン4隻	南公共埠頭
(3) 深芝岸壁	-5.5m	300m	D/W2,000トン3隻	神栖町深芝浜地先
(4) 池向岸壁	-5m	113.6m		神栖町深芝浜地先
(5) 居切導水路-4.5m岸壁	-4.5m	781.14m		神栖町居切浜
(6) 居切導水路-5.0m岸壁	-5m	157.7m		鹿嶋市泉川浜

けい船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 廃油処理場ドルフィン	-5.5m	27.2m×2	D/W3,000トン2隻	図 示

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 中央船だまり物揚場	-4m	475.6m	図 示
(2) 北海浜第1船だまり物揚場	-2~-3.5m	395m	〃
(3) 北海浜第2船だまり物揚場	-3~-4m	1,260m	〃

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 北海浜第1船だまり斜路	-2m	90m	図 示
(2) 北海浜第2船だまり斜路	-3m	30m	〃
(3) 深芝漁船だまり斜路	-2m	30m	〃

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり臨港道路	2,646㎡	中央船だまり地内
(2) 南公共埠頭臨港道路	55,719.5㎡	南公共埠頭内
(3) 深芝臨港道路	19,139㎡	深芝公共埠頭内
(4) 南海浜臨港道路	9,061㎡	南海浜地内
(5) 居切島臨港道路	3,345㎡	居切島地内
(6) 北海浜臨港道路	11,700㎡	北海浜第1期地内

駐車場

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり駐車場	1,789㎡	図 示

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新堀割橋	幅6m 延長111.8m	図 示
(2) 東電放水路橋	幅9m 延長 50.9m	〃

5 航行補助施設

航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 鹿島港第1号仮設灯浮標	緑色光度20カンデラ光達距離 4海里	N 35° 57'55.4" E 140° 43'01.7"
(2) 鹿島港第4号仮設灯浮標	赤色光度20カンデラ光達距離 4海里	N 35° 57'24" E 140° 42'30"
(3) 鹿島港第8号仮設灯浮標	赤色光度30カンデラ光達距離 4.5海里	N 35° 55'37" E 140° 42'06"

照明施設

名 称	内 容	位 置
(1) 中央船だまり標示灯	200W2基	中央船だまり防波堤
(2) 北海浜第1船だまり標示灯	200W2基	北防波堤及び波除堤

港務通信施設

名 称	内 容	位 置
(1) いばらきポータルラジオ	156.6MHZ 空中線電力50W 156.7MHZ 通信距離約100km 156.8MHZ	神栖町大字居切字海岸砂地1909-20

6 荷さばき施設

軌道走行式荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 引込みクレーン式アンローダ	400トン/時間	1 基	南公共埠頭南航路 -10m岸壁

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭荷さばき地	60,424㎡	南公共埠頭
(2) 深芝荷さばき地	6,045㎡	深芝公共埠頭

上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 南公共埠頭1号上屋	4,496.1㎡	鉄筋造平屋建	南航路-10m岸壁 隣接地
(2) 南公共埠頭2号上屋	1,499.44㎡	鉄筋コンクリート造	南航路-10m岸壁 隣接地

(3) 南公共埠頭くん蒸上屋 892.8㎡ 鉄筋コンクリート造 南航路-10m岸壁隣接地

7 旅客施設

待合所

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 鹿島港船員待合所	270㎡	鉄筋コンクリート造	中央船だまり地内

8 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭野積場	100,949㎡	南公共埠頭地内

9 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 深芝公共岸壁給水施設	最大能力10トン/時間	3個	深芝岸壁
(2) 中央船だまり給水施設	最大能力10トン/時間	9個	中央船だまり物揚場
(3) 南公共埠頭給水施設	最大能力50トン/時間	29個	南公共埠頭

10 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設

名 称	能 力	位 置
(1) 鹿島港廃油処理場	バラスト水処理能力1PPM以下 処理能力1,000㎡/日 ビルジ処理能力500PPM以下 処理能力2㎡/時間	神栖町大字居切字 海岸砂地1909-18

11 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 南公共埠頭緑地 (A)	4,000㎡	南公共埠頭
(2) 鹿島港魚釣園	469m	北防波堤
(3) 鹿島港魚釣園管理棟	98.5㎡	北防波堤
(4) 南港緑地	6,500㎡	南公共埠頭

12 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) オイルフェンス格納庫	80㎡	鉄骨造平屋建	中央船だまり地内

13 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 鹿嶋市大字新浜9番	400㎡
(2) 鹿嶋市大字新浜10番	49,769㎡
(3) 鹿嶋市大字新浜11番	19,034㎡
(4) 鹿嶋市大字新浜12番	89,014㎡

(5) 鹿嶋市大字新浜13番	16,237㎡
(6) 鹿嶋市大字新浜14番	2,279㎡
(7) 鹿嶋市大字泉川1712番3	24,928㎡
(8) 鹿嶋市大字泉川1712番5	18,115㎡
(9) 鹿嶋市大字泉川1712番6	2,162㎡
(10) 鹿嶋市大字泉川1748番イ25	889㎡
(11) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番17	4,985㎡
(12) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番18	4,919㎡
(13) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番19	674㎡
(14) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番20	4,258㎡
(15) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番21	15,462㎡
(16) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番22	29,046㎡
(17) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番25	673㎡
(18) 神栖町大字居切字海岸砂地1909番18地先	4,247.47㎡
(19) 神栖町大字深芝字海辺3671番44	57,735㎡
(20) 神栖町大字深芝字海辺3672番24	5,105㎡
(21) 神栖町大字深芝字海辺3673番7地先	36,716.49㎡
(22) 神栖町大字深芝字海辺3673番10	337㎡
(23) 神栖町大字深芝字海辺3673番11	1,456㎡
(24) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番2	13,328㎡
(25) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番7	53㎡
(26) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番9	5,771㎡
(27) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番10	203㎡
(28) 神栖町大字奥野谷字根岸2090番11	58㎡
(29) 神栖町大字奥野谷字東場2150番2	24,748㎡
(30) 神栖町大字奥野谷字東場2150番4	558㎡
(31) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番19	174,287㎡
(32) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番34	20,900㎡
(33) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番35	54,805㎡
(34) 神栖町大字奥野谷字出羽4186番36	729㎡
(35) 神栖町大字奥野谷字出羽4219番7	956㎡
(36) 神栖町大字奥野谷字出羽4219番10	184㎡
(37) 神栖町大字奥野谷字出羽4223番3	311㎡
(38) 神栖町大字奥野谷字出羽4418番	10,205㎡
(39) 神栖町大字奥野谷字出羽5352番16	4,075㎡
(40) 神栖町大字奥野谷字出羽5401番27	674㎡
(41) 神栖町大字奥野谷字北瀬戸4264番5	34㎡
(42) 神栖町大字奥野谷字北瀬戸4264番6	250㎡
(43) 神栖町大字奥野谷字北瀬戸4264番11	0.31㎡
(44) 神栖町大字奥野谷字根岸4558番9	1,316㎡

(45) 神栖町大字奥野谷字上手6676番4	9,568㎡
(46) 神栖町大字知手字和手3160番8	21㎡
(47) 神栖町大字東深芝4463番4	6,665㎡
(48) 神栖町大字東和田39番5	12,136㎡
(49) 神栖町大字北浜19番2	9,552㎡
(50) 神栖町大字北浜20番	7,590㎡
(51) 神栖町大字北浜22番	2,939㎡
(52) 神栖町大字北浜24番	18,613㎡
(53) 神栖町大字北浜26番	162㎡
(54) 神栖町大字南浜11番	20,650㎡
(55) 神栖町大字南浜13番1	10,510㎡
(56) 波崎町大字南浜13番2	2,449㎡
(57) 波崎町大字柳川4143番1	4,543㎡
(58) 神栖町大字南浜4143番2	2,292㎡
(59) 神栖町大字南浜4148番	6,975㎡
(60) 神栖町大字南浜4149番	1,111㎡

14 港湾管理用移動施設

名 称	内 容
(1) しおかぜ	全 長7.07m 定 員12名

日 立 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 中央航路	幅200m 延長1,380m	図 示

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆外泊地	443,000㎡	図 示
(2) 被覆内泊地	1,215,000㎡	〃

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 第1小型船だまり	10,000㎡	図 示
(2) 第2小型船だまり	6,400㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波堤	2,010m	図 示
(2) 南防波堤	1,097m	〃
(3) 東防波堤 (波除堤)	50m	〃
(4) 第3埠頭防波堤 (波除堤)	80m	〃
(5) 第1小型船だまり防波堤 (波除堤)	70m	〃

(6) 第2小型船だまり防波堤 (波除堤)	20m	図 示
(7) 沖防波堤	80m	〃

導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 久慈川導流堤	40.0m	図 示
(2) 茂宮川導流堤 (右岸)	285.4m	〃
(3) 茂宮川導流堤 (左岸)	215.9m	〃

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 第1埠頭先端護岸	146.2m	図 示
(2) 第1埠頭護岸	207m	〃
(3) 第2埠頭先端護岸	169.5m	〃
(4) 第3埠頭埋立護岸	257.26m	〃
(5) 第4埠頭先端護岸	245m	〃
(6) 第4埠頭緑地護岸	155.89m	〃
(7) 第5埠頭先端取付	207m	〃
(8) 第5埠頭護岸 (導水)	210m	〃
(9) 第5埠頭護岸	489m	〃
(10) 第5埠頭船だまり護岸	30m	〃

水門

名 称	内 容	位 置
(1) 水門	鉄筋コンクリート 有効幅4m 延長45.1m 有効高4.5m 全高11.6m スピンドル式ロー 有効幅4m ラーゲート 有効高4.5m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭B岸壁	-7.5m	121m	D/W5,000トン1隻	第1埠頭北側
(2) 第1埠頭C岸壁	-7.5m	131m	D/W5,000トン1隻	第1埠頭北側
(3) 第1埠頭D岸壁	-10m	195.1m	D/W15,000トン1隻	第1埠頭南側
(4) 第1埠頭E岸壁	-7.5m	121m	D/W5,000トン1隻	第1埠頭南側
(5) 第2埠頭A岸壁	-7.5m	140m	D/W5,000トン1隻	第2埠頭北側
(6) 第2埠頭B岸壁	-9m	165m	D/W10,000トン1隻	第2埠頭北側
(7) 第2埠頭C岸壁	-7.5m	130m	D/W5,000トン1隻	第2埠頭南側
(8) 第2埠頭D岸壁	-7.5m	148.5m	D/W5,000トン1隻	第2埠頭南側
(9) 第2埠頭E岸壁	-5m	110m	D/W1,000トン1隻	第2埠頭北側
(10) 第2埠頭F岸壁	-5m	90m	D/W1,000トン1隻	第2埠頭北側
(11) 第3埠頭A岸壁	-5m	200m	D/W1,000トン1隻	第3埠頭北側

(12) 第4埠頭A岸壁	-5m	90m	D/W1,000トン1隻	第4埠頭北側
(13) 第4埠頭B岸壁	-5m	80m	D/W1,000トン1隻	第4埠頭北側
(14) 第4埠頭C岸壁	-7.5m	140m	D/W5,000トン1隻	第4埠頭北側
(15) 第4埠頭D岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン1隻	第4埠頭北側
(16) 第4埠頭E岸壁	-12m	240m	D/W30,000トン1隻	第4埠頭南側
(17) 第5埠頭A岸壁	-7.5m	160m	D/W5,000トン1隻	第5埠頭北側
(18) 第5埠頭B岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン1隻	第5埠頭北側
(19) 第5埠頭C岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン1隻	第5埠頭北側
(20) 第5埠頭D岸壁	-12m	240m	D/W30,000トン1隻	第5埠頭北側

係船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭Aけい船くい	-5m	7m	D/W1,000トン1隻	第1埠頭北側

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭F物揚場	-4m	117m	D/W500トン1隻	第1埠頭南側
(2) 第1小型船だまり物揚場	-4m	300m		図 示
(3) 第2小型船だまり物揚場	-2m	273.9m		〃

船揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第2小型船だまり船揚場	-2m	40m		図 示

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭道路	10,946.8㎡	第1埠頭内
(2) 第2埠頭道路	18,779㎡	第2埠頭内
(3) 第4埠頭道路	19,199.5㎡	第4埠頭内
(4) 第5埠頭道路	23,334㎡	第5埠頭内
(5) 貯木場道路	1,281㎡	貯木場内

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) なぎさ橋	幅14.5m 延長14.66m	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第4埠頭第3小型船だまり荷さばき地	3,554.6㎡	第4埠頭内
(2) 第5埠頭荷さばき地	9,040㎡	第5埠頭内
(3) 第1小型船だまり物揚場荷さばき地	7,050㎡	第5埠頭内

上屋

名 称	面 積	位 置
(1) 公共1号上屋	2,146㎡	第1埠頭内
(2) 公共2号上屋	3,576㎡	第2埠頭内
(3) 公共3号上屋	2,028㎡	第2埠頭内

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) セミロープトルリ式 橋形クレーン	吊上荷重41.5トン	1基	第4埠頭D岸壁
(2) 多目的アンローダクレーン	600トン/時間 吊上荷重16.0トン	1基	第1埠頭D岸壁

6 保管施設

貯木場

名 称	面 積	位 置
(1) 貯木場	106,882㎡	日立市留町

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭野積場	30,526㎡	第1埠頭内
(2) 第2埠頭野積場	53,349㎡	第2埠頭内
(3) 第4埠頭野積場	99,892.3㎡	第4埠頭内
(4) 第5埠頭野積場	69,941.5㎡	第5埠頭内

7 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第1埠頭内
(2) 水栓	最大能力30トン/時間	9個	第2埠頭内
(3) 水栓	最大能力50トン/時間	13個	第4埠頭内
(4) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第5埠頭内
(5) 水栓	最大能力50トン/時間	4個	第5埠頭内

8 廃棄物処理施設

廃棄物焼却施設

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 海洋性廃棄物焼却施設	20トン/日	1基	第5埠頭内

9 港湾環境整備施設

緑 地

名 称	面 積	位 置
(1) 緑地	2,967㎡	貯木場内
(2) 緑地(なぎさ公園)	25,502.74㎡	図 示

10 港湾管理施設

その他の施設

名 称	面 積	位 置
(1) 第5埠頭管理棟兼倉庫	99.37㎡	第5埠頭内
(2) 第4埠頭コンテナヤード 管理棟兼トールゲート	547.89㎡	第4埠頭内

11 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 日立市留町字北河原2435番1	6,655㎡
(2) 日立市留町字北河原2435番3	2,227㎡
(3) 日立市留町字北河原2435番6	3,128㎡
(4) 日立市留町字北河原2435番8	194㎡
(5) 日立市留町字北河原2435番11	3,396㎡
(6) 日立市留町字北河原2435番12	3,237㎡
(7) 日立市留町字北河原2435番13	3,246㎡
(8) 日立市留町字北河原2435番14	3,243㎡
(9) 日立市留町字北河原2435番15	732㎡
(10) 日立市留町字北河原2435番16	744㎡
(11) 日立市留町字北河原2435番19	625㎡
(12) 日立市留町字北河原2435番22	42㎡
(13) 日立市留町字北河原2435番26	134㎡
(14) 日立市留町字北河原2435番32	3,136㎡
(15) 日立市留町字北河原2435番36	1,833㎡
(16) 日立市留町字北河原2435番39	84㎡
(17) 日立市留町字北河原2435番41	220㎡
(18) 日立市留町字北河原2435番42	229㎡
(19) 日立市留町字北河原2435番43	164㎡
(20) 日立市留町字北河原2435番44	369㎡
(21) 日立市留町字北河原2435番45	109㎡
(22) 日立市留町字北河原2856番5	1,881㎡
(23) 日立市留町字北河原2856番6	133㎡
(24) 日立市留町字北河原2856番8	14,000㎡
(25) 日立市留町字北河原2862番1	35㎡
(26) 日立市留町字北河原2862番4	21㎡
(27) 日立市留町字北河原2916番3	121㎡
(28) 日立市留町字北河原2918番3	308㎡
(29) 日立市留町字北河原2920番3	97㎡
(30) 日立市留町字北河原2927番7	47㎡
(31) 日立市留町字北河原2928番5	109㎡
(32) 日立市留町字北河原2932番1	181㎡

(33)	日立市留町字北河原2932番3	722㎡
(34)	日立市留町字北河原2938番3	810㎡
(35)	日立市留町字北河原2938番4	8.69㎡
(36)	日立市留町字北河原2939番2	920㎡
(37)	日立市留町字北河原2955番4	960㎡
(38)	日立市留町字北河原2955番5	233㎡
(39)	日立市留町字北河原2955番6	24㎡
(40)	日立市留町字北河原2955番7	6.97㎡
(41)	日立市留町字北河原2956番2	260㎡
(42)	日立市留町字北河原2957番3	12㎡
(43)	日立市留町字北河原2967番71	4,587㎡
(44)	日立市留町字北河原2967番72	2,930㎡
(45)	日立市留町字北河原2967番73	1,069㎡
(46)	日立市留町字北河原2967番75	67㎡
(47)	日立市留町字北河原2967番76	39㎡
(48)	日立市留町字北河原2967番77	297㎡
(49)	日立市留町字北河原2967番79	87㎡
(50)	日立市留町字北河原2967番80	101㎡
(51)	日立市留町字北河原2967番81	195㎡
(52)	日立市留町字北河原2967番82	261㎡
(53)	日立市留町字北河原2967番83	0.72㎡
(54)	日立市留町字北河原2967番84	113㎡
(55)	日立市留町字北河原2967番85	240㎡
(56)	日立市留町字北河原2967番86	524㎡
(57)	日立市留町字北河原2967番87	82㎡
(58)	日立市留町字前川1270番7	28,306㎡
(59)	日立市留町字前川1270番2	9,189㎡
(60)	日立市留町字前川1270番8	17,691㎡
(61)	日立市留町字前川1270番23	5,000㎡
(62)	日立市留町字前川1270番38	618㎡
(63)	日立市留町字前川1270番63	3,763㎡
(64)	日立市久慈町1丁目5630番48	52,568㎡
(65)	日立市久慈町1丁目5630番51	5,077㎡
(66)	日立市久慈町1丁目5630番55	105,536㎡
(67)	日立市久慈町1丁目5630番56	22,609㎡
(68)	日立市久慈町1丁目5630番58	343㎡
(69)	日立市久慈町1丁目5781番	15,666㎡
(70)	日立市久慈町4丁目135番8	633.16㎡
(71)	日立市みなと町5773番10	704㎡
(72)	日立市みなと町5774番4	35,381㎡

(73) 日立市みなと町5774番5	49,609㎡
(74) 日立市みなと町5774番15	2,324㎡
(75) 日立市みなと町5774番16	9,426㎡
(76) 日立市みなと町5774番17	3,411㎡
(77) 日立市みなと町5775番	21,776㎡
(78) 日立市みなと町5776番	5,673㎡
(79) 日立市みなと町5777番2	17,301㎡
(80) 日立市みなと町5777番4	113,352㎡
(81) 日立市みなと町5778番1	14,635㎡
(82) 日立市留町北河原地先	54,001㎡
(83) 日立市留町北河原地先	72,970㎡

大 洗 港

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 大洗航路	幅200m	図 示
(2) マリーナ航路	幅30m 延長1,390m	〃

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地(-2m)	19,415㎡	図 示
(2) 泊地(-3m)	2,500㎡	〃
(3) 泊地(-4m)	33,537㎡	〃
(4) 泊地(-5m)	77,365㎡	〃
(5) 泊地(-8m)	372,400㎡	〃
(6) マリーナ泊地(-3m)	22,000㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,039.9m	図 示
(2) 沖防波堤	963.85m	〃
(3) 南波除堤	61.5m	〃
(4) 北波除堤	70m	〃
(5) 東波除堤	100.75m	〃
(6) マリーナ東波除堤	115m	〃
(7) マリーナ西波除堤	15m	〃
(8) マリーナ南波除堤	40m	〃

防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 西防砂堤	702.05m	図 示

護 岸

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波護岸	245m	図 示
(2) 護岸(畜産センター前)	115m	〃
(3) 南防波護岸	385m	〃
(4) 第1埠頭先端護岸	30m	〃
(5) 第2埠頭先端護岸	35m	〃
(6) 第3埠頭護岸(消波)	40m	〃
(7) 第3埠頭先端護岸	100m	〃
(8) 第4埠頭先端護岸	121m	〃
(9) 第4埠頭消波護岸	25m	〃
(10) マリーナ護岸	94m	〃

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第1埠頭岸壁	-5m	100m	D/W1,000トン1隻	第1埠頭中央
(2) 第1埠頭岸壁	-5m	100m	D/W1,000トン1隻	第1埠頭北側
(3) 第2埠頭岸壁	-5m	140m	D/W1,000トン2隻	第2埠頭東側
(4) 第2埠頭岸壁	-5m	140m	D/W1,000トン2隻	第2埠頭東側
(5) 第2埠頭岸壁	-5m	140m	D/W1,000トン2隻	第2埠頭西側
(6) 第2埠頭岸壁	-5m	115m	D/W1,000トン1隻	第2埠頭北側
(7) 第2埠頭岸壁	-5m	70m	D/W1,000トン1隻	第2埠頭南側
(8) 中央東岸壁	-8m	300m	D/W5,000トン2隻	第3埠頭東側
(附帯設備:車両乗降用設備 幅員21m1基)				
(9) 中央西岸壁	-8m	270m	D/W5,000トン1隻	第3埠頭西側
(10) 第4埠頭岸壁	-9m	270m	D/W8,000トン1隻	第4埠頭

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ固定さん橋	-3m	260m		図 示

浮さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ浮さん橋	-3m	760m	G/T15トン80隻	図 示
(2) マリーナ給油用浮さん橋	-3m	32.5m	G/T20トン2隻	〃
(3) マリーナクレーン浮さん橋	-3m	10m	G/T20トン1隻	〃

物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 物揚場	-2m	70m	D/W10トン18隻	図 示
(2) 物揚場	-2m	130m	D/W10トン33隻	〃

(3) 物揚場	-2m	200m	D/W10トン50隻	図 示
(4) 物揚場	-2m	95.5m	D/W10トン50隻	〃
(5) 物揚場	-3m	250m	D/W40トン30隻	〃
(6) 物揚場	-4m	180m	D/W150トン5隻	〃
(7) 物揚場	-4m	100m	D/W150トン3隻	〃
(8) 物揚場	-4m	105m	D/W600トン1隻	〃
(9) マリーナ物揚場	-3m	150m	G/T20トン6隻	〃

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 船揚場	-2m	24m	-2m泊地東
(2) 船揚場	-2m	104m	-2m泊地北
(3) 船揚場	-3m	10m	マリーナ

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭道路	8,264.7㎡	第1埠頭
(2) 第2埠頭道路	3,655㎡	第2埠頭
(3) 第3埠頭道路	3,304㎡	第3埠頭 (第2埠頭境界側)
(4) 第3埠頭道路	20,835㎡	第3埠頭
(5) 第4埠頭道路	1,112.8㎡	第4埠頭 (魚釣園側)
(6) 第4埠頭道路	9,707㎡	第4埠頭

5 荷さばき施設

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 固定巻上式クレーン	定格荷重20トン(5トン×4)	1基	マリーナ
(2) レールランプ式ボート揚降設備	定格荷重10トン	1基	〃
(3) レールランプ式ボート揚降設備	定格荷重5トン	1基	〃

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭荷さばき地	14,740㎡	図 示
(2) 第2埠頭荷さばき地	5,853㎡	〃
(3) 第2埠頭荷さばき地(未舗装)	4,397.78㎡	〃
(4) 第3埠頭荷さばき地	85,400㎡	〃
(5) 第4埠頭荷さばき地	42,346㎡	〃

上屋

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナクラブハウス	1,284㎡	マリーナ

6 旅客施設

旅客待合所

名 称	面 積	位 置
(1) 大洗港フェリーターミナル	1,337.03㎡	第3埠頭

旅客乗降用固定施設

名 称	面 積	基 数	位 置
(1) 人道橋	幅1.8～2.0m 延長214.9m	1基	第3埠頭
(2) ボーディングブリッジ	幅1.5m 延長20.6m～27.5m	2基	第3埠頭

7 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第2埠頭野積場	18,724.92㎡	第2埠頭北

船舶保管施設

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナボートヤード	8,600㎡	マリーナ

8 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 水栓	最大能力15トン/時間	8個	第2埠頭岸壁
(2) 水栓	最大能力45トン/時間	3個	第3埠頭中央東岸壁
(3) 水栓	最大能力45トン/時間	4個	第3埠頭中央西岸壁
(4) 水栓	最大能力45トン/時間	4個	第4埠頭岸壁
(5) 水栓	最大能力1.7トン/時間	5個	マリーナ

9 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 大洗海浜公園	72,000㎡	図 示
(2) 港中央公園	10,000㎡	〃
(3) 中央地区緑地	2,938.68㎡	〃
(4) マリーナ地区緑地	3,221㎡	〃
(5) 大洗港魚釣園	657.2m	西防砂堤
(6) 大洗港魚釣園管理棟	34.79㎡	西防砂堤

10 港湾管理施設

その他の施設

名 称	所 在 地	面 積	位 置
(1) 大洗港湾事務所	大洗港中央7番	724㎡	第3埠頭
(2) 港湾管理詰所兼倉庫	大洗港中央7番	194.4㎡	第3埠頭

11 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 大洗町港中央1番	34,844㎡

(2) 大洗町港中央2番	35,293㎡
(3) 大洗町港中央3番	2,903㎡
(4) 大洗町港中央4番	10,566㎡
(5) 大洗町港中央5番	38,121㎡
(6) 大洗町港中央6番	11,183㎡
(7) 大洗町港中央7番	20,647㎡
(8) 大洗町港中央8番	10,000㎡
(9) 大洗町港中央9番	16,533㎡
(10) 大洗町港中央10番	8,990㎡
(11) 大洗町港中央11番	28,530㎡
(12) 大洗町港中央12番	8,722㎡
(13) 大洗町港中央13番	295㎡
(14) 大洗町港中央14番	21,491㎡
(15) 大洗町港中央15番	157㎡
(16) 大洗町港中央17番	1,461㎡
(17) 大洗町港中央18番	336㎡
(18) 大洗町港中央19番	2,391㎡
(19) 大洗町港中央20番	3,184㎡
(20) 大洗町港中央21番	6,262㎡
(21) 大洗町港中央22番	169㎡
(22) 大洗町港中央24番	1,244㎡
(23) 大洗町港中央26番	2,406㎡
(24) 大洗町港中央27番	906㎡
(25) 大洗町港中央28番	14,006㎡
(26) 大洗町港中央29番	1,064㎡
(27) 大洗町港中央30番	3,714㎡
(28) 大洗町磯浜町8253番1	36,736㎡
(29) 大洗町磯浜町8253番29	379㎡
(30) 大洗町磯浜町8253番37	9.26㎡
(31) 大洗町磯浜町8253番41	1,554㎡
(32) 大洗町磯浜町8253番44	15㎡
(33) 大洗町磯浜町8253番45	11㎡
(34) 大洗町磯浜町8253番46	77㎡
(35) 大洗町磯浜町8253番50	301㎡
(36) 大洗町磯浜町8255番	42,585㎡
(37) 大洗町磯浜町6881番457	11,001㎡
(38) 大洗町磯浜町6881番494	91㎡
(39) 大洗町磯浜町6881番495	244㎡
(40) 大洗町磯浜町6881番496	4,945㎡
(41) 大洗町磯浜町6881番497	3,765㎡

常陸那珂港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地(-5.5m)	63,000㎡	図 示
(2) 泊地(-7.5m)	54,000㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,237.8m	図 示
(2) 仮防波堤	500m	〃

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南護岸	106.5m	図 示
(2) 護岸(4-E) I	82m	〃
(3) 護岸(4-E) II	82m	〃
(4) 護岸(4-G) I	110m	〃
(5) 護岸(4-G) II	66m	〃
(6) 護岸(4-H) I	30.3m	〃
(7) 護岸(4-H) II	69.7m	〃
(8) 護岸(4-D)	400m	〃
(9) 護岸(3-A)	440m	〃
(10) 護岸(3-B)	300m	〃

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 東岸壁A	-5.5m	180m	D/W2,000ト×1隻	作業基地内
(2) 東岸壁B	-5.5m	180m	D/W2,000ト×1隻	〃
(3) 東岸壁C	-7.5m	260m	D/W5,000ト×1隻	〃
(4) 北埠頭D岸壁	-7.5m	130m	D/W5,000ト×1隻	北埠頭南側
(5) 北埠頭E岸壁	-7.5m	130m	D/W5,000ト×1隻	〃
(6) 北埠頭F岸壁	-7.5m	130m	D/W5,000ト×1隻	〃
(7) 北埠頭G岸壁	-5.5m	100m	D/W2,000ト×1隻	〃

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 北埠頭物揚場	-4m	100m		北埠頭南側

4 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭荷さばき地	17,800㎡	図 示

5 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 第1水栓	最大能力20トン/時間	8個	作業基地内

土 浦 港

1 水域施設

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区船だまり	50,500㎡	図 示
(2) 新港地区船だまり	26,600㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 新港地区防波堤	60m	図 示

導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 導流堤	320m	図 示

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 防波護岸	315.35m	図 示

水門

名 称	延 長	位 置
(1) 1号陸閘ゲート	10.45m	図 示
(2) 2号陸閘ゲート	10.45m	〃
(3) 3号陸閘ゲート	10.45m	〃
(4) 4号陸閘ゲート	10.45m	〃
(5) 5号陸閘ゲート	10.45m	〃
(6) 6号陸閘ゲート	10.45m	〃
(7) 7号陸閘ゲート	13.45m	〃

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 川口地区物揚場A	-2m	296.8m	図 示
(2) 川口地区物揚場B	-2m	154.71m	〃
(3) 川口地区物揚場C	-2m	332.21m	〃

(4) 川口地区物揚場D	-2m	358.46m	☒	示
(5) 川口地区物揚場E	-2m	90m	〃	
(6) 川口地区物揚場F	-2m	50m	〃	
(7) 新港地区物揚場A	-2m	100m	〃	
(8) 新港地区物揚場B	-2m	50m	〃	
(9) 新港地区物揚場C	-2m	50m	〃	
(10) 新港地区物揚場D	-2m	75m	〃	
(11) 新港地区物揚場E	-2m	220m	〃	
(12) 新港地区物揚場F	-2m	115m	〃	

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 新港地区船揚場斜路	-1m	40m	☒ 示
(2) 川口地区船揚場斜路	-2m	13m	〃

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区臨港道路	2,603.8㎡	☒ 示
(2) 新港地区臨港道路	7,020㎡	〃

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新港橋	幅10m 延長44.19m	☒ 示

5 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区野積場	3,415㎡	☒ 示
(2) 新港地区野積場	14,000㎡	〃

6 港湾環境整備施設

植栽

名 称	面 積	位 置
(1) 新港植栽地	1,000㎡	☒ 示

潮 来 港

1 外かく施設

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 前川護岸	274m	☒ 示

2 けい留施設

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 県港湾さん橋	-3m	155m	☒ 示

川 尻 港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆内泊地	11,976㎡	南防波堤内

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	234.2m	図 示
(2) 北防波堤	20m	〃

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南防護岸 (防波)	145m	図 示
(2) 南防護岸	152m	〃
(3) 北防護岸	189.8m	〃
(4) 2号物揚場先端護岸	17m	〃

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 1号物揚場	-3m	142.5m	図 示
(2) 2号物揚場	-3m	120m	〃
(3) 3号物揚場	-2m	85.9m	〃

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 船揚場	-2m	100m	図 示

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路	2,760㎡	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 1号荷さばき地	3,736㎡	川尻港内
(2) 2号荷さばき地	643㎡	〃

河 原 子 港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 被覆内泊地	7,952.5㎡	図 示

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波堤	278m	河原子港内
(2) 北防波堤	46.6m	〃
(3) 南防波堤	50m	〃
(4) 沖防波堤	130m	〃

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 護岸 (防波南)	464m	図 示
(2) 仮護岸	103.8m	〃
(3) 緑地護岸	63.4m	〃

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 物揚場	-2m	218.9m	河原子港内

船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 船揚場	30m	河原子港内

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路	6,133.1㎡	河原子港内

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 大川橋	幅12.5m 延長11.67m	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 荷さばき地	1,989㎡	河原子港内

6 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 野積場	2,900㎡	河原子港内

7 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面 積	位 置
(1) 河原子海浜公園	4,700㎡	図 示

軽 野 港

1 水域施設

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 日川船だまり	1,470㎡	図 示
(2) 萩原船だまり	1,504㎡	〃

2 外かく施設

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船だまり護岸	76m	図 示
(2) 日川船だまり護岸	16m	〃
(3) 萩原船だまり護岸	20m	〃

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 日川物揚場	-2.5m	181m	図 示
(2) 萩原物揚場	-3.5m	106m	〃

船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船揚場	10m	図 示
(2) 萩原船揚場	4 m	〃

備 考

この告示の関係図面は、茨城県土木部港湾課，茨城県鹿島港湾事務所（鹿島港に係るもの），茨城県日立港湾事務所（日立港，川尻港及び河原子港に係るもの），茨城県大洗港湾事務所（大洗港に係るもの），茨城県常陸那珂港湾事務所（常陸那珂港に係るもの），茨城県土浦土木事務所（土浦港に係るもの）及び茨城県潮来土木事務所（潮来港及び軽野港に係るもの）において縦覧に供する。

茨城県告示第1389号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき，那珂町竹ノ内土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので，同条第2項の規定に基づき次の通り告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事を退任した者

氏 名	住 所
山 崎 利 喜	那珂郡那珂町大字菅谷3240番地

茨城県告示第1390号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づきひたちなか市津田北部土地区画整理組合の

事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

- 組 合 の 名 称 ひたちなか市津田北部土地区画整理組合
- 事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市大字津田1901番地
- 施 行 地 区 ひたちなか市大字津田字七軒の全部
 - 同 大字津田字川戸の一部
 - 同 大字津田字七軒前の一部
 - 同 大字津田字東七軒の一部
 - 同 大字津田字向砂沢の一部
 - 同 大字津田字関場の一部
 - 同 大字津田字小樹木の一部
 - 同 大字津田字片岡前の一部
 - 同 大字津田字諸木苗の一部
 - 同 大字津田字草市の一部

施 行 期 間 自 平成 5 年 3 月 18 日
至 平成14年 3 月 31 日

設立認可の年月日 平成 5 年 3 月 18 日

2 変更認可の年月日 平成10年12月21日

茨城県告示第1391号

石井北部・寺崎土地区画整理組合施行の石井北部・寺崎土地区画整理事業については、換地処分があったので土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 4 項の規定により告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のように告示する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

境町

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 5 年茨城県告示第492号岩井・境都市計画道路事業

事業施行期間

平成 5 年10月21日から（県報告示の日）

平成14年 3 月31日まで

事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

~~~~~

#### 茨城県告示第1393号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成11年2月12日から施行する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「株式会社足利銀行下妻支店 | 下妻市大字本城町1丁目44番地 |」を削る。

~~~~~

茨城県告示第1394号

平成10年2月20日付け土改指令第19号で認可した小桜地区の更正換地計画については、八郷町土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成10年12月21日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

~~~~~

#### 茨城県告示第1395号

平成10年2月20日付け土改指令第18号で認可した朝日地区の更正換地計画については、八郷町土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成10年12月21日

茨城県土浦土地改良事務所長 川 島 時 雄

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第59号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成10年12月21日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ケーズデンキ

- 2 第二種大規模小売店舗の名称 ケーズデンキ竜ヶ崎パワフル館
及び所在地 茨城県竜ヶ崎市龍ヶ岡1-39街区2 外
- 3 閉店時刻 午後9時
- 4 休業日数 年間12日

~~~~~

**茨城県大規模小売店舗審議会告示第60号**

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成10年12月21日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ハイマート
- 2 届出者の住所 茨城県下館市下中山381番地1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称 ホームジョイ本田石下店 C館  
及び所在地 茨城県結城郡石下町大字古間木大山1937番5 外
- 4 開店日 平成11年9月1日
- 5 店舗面積 2,508㎡
- 6 主として販売する物品の種類 食料品・日用雑貨 他

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第61号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成10年12月21日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ケーヨー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称 ケーヨーデイツー水戸河和田店
及び所在地 茨城県水戸市河和田2丁目2230-2 外
- 3 現在の店舗面積 2,000㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 500㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成11年5月3日
- ~~~~~

公 告

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年12月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市川原代町字式区1667番, 1668番

2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市小通幸谷町461番

石 山 繁

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)